

令和7年(2025年)12月10日

市内飲食事業者 各位

札幌市環境局清掃事業担当部長

食品ロス削減の啓発へのご協力について(お願い)

いつも本市の環境行政にご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、昨今、「食べられるのに捨てられる食品」である「食品ロス」の削減は、持続可能な開発目標 SDGs や食品ロス削減推進法に基づき、官民一体となって様々な取組が進められております。

「食」の一大消費地である本市におきましても、焼却ごみの約28%を占める生ごみの減量に向け、食品ロス削減が大きな課題となっていることから啓発活動を行っております。

つきましては、下記のとおり食べきれなかった料理の持ち帰り容器による食品ロス削減の啓発活動についてご協力をお願いいたします。

また、消費者庁で実施中の『外食時の「おいしい食べきり」全国共同キャンペーン』についてもご案内いたします。

記

1 啓発内容

本市から配布する持ち帰り容器を店舗利用者に提供し、食品ロスの削減を呼びかける(本市からの配布は無料)

2 啓発期間

令和7年12月中旬以降、令和8年3月31日まで

3 持ち帰り容器の仕様

- (1) リサイクル紙製(内側はプラスチックコート済)
- (2) 大きさ: 横 20 cm×縦 14.5 cm×高さ 6 cm
- (3) 色: ベージュ



※札幌市公式ホームページにも写真を掲載していますのでご覧ください。

<https://www.city.sapporo.jp/seiso/foodloss/motikaeriyoki.html>

※見本として過去に作成した持ち帰り容器(横 16 cm×縦 10 cm×高さ 5 cm)を同封しております。大きさは違いますが、その他はほぼ同じになります。

4 持ち帰り容器の申込方法

下記、いずれかの方法でお申込みください。なお、お申込みにあたっては、申込フォーム及び申込書兼誓約書に記載があります遵守事項にご誓約いただく必要があります。

(1) Google フォーム

申込フォームよりお申込みください。

<https://forms.gle/KpKzVLySKQp4SdbZ7>



(2) 電子メール又は FAX

同封の「持ち帰り容器申込書兼誓約書」を下記連絡先へお送りください。

※「持ち帰り容器申込書兼誓約書」は札幌市公式ホームページからもダウンロード可能です（URL は上記 3 と同様）。

5 申込期限

令和 7 年 12 月 24 日（水）まで。数に限りがございますので、先着順、規定個数に達し次第受付を終了します。期限後においても在庫数に応じて配布可能ですので、下記までお問い合わせください。

6 持ち帰り容器の発送時期

令和 7 年 12 月 15 日以降順次

7 留意事項

持ち帰り容器の使用にあたっては遵守事項がありますのであらかじめご承知おきください。食中毒の予防のため、利用希望者に必ず利用上の注意点等を説明し、同意を得てから提供して下さい。

8 外食時の「おいしい食べきり」全国共同キャンペーンについて

年末年始の宴会や外食が多く見込まれる時期に合わせて、消費者庁が実施している食品ロス削減の普及啓発です。詳細は消費者庁のホームページをご確認ください。「すみっこぐらし」とのコラボポスターのダウンロードも可能です。

<https://www.no-foodloss.caa.go.jp/eating-all-campaign2025>



9 その他

(1) お知り合いの市内のお店にもお声がけいただき、ご活用いただければ幸いです。

他店でお使いになる場合は、店舗ごとに別途お申し込みください。

(2) 本案内は、札幌市食品営業許可施設一覧（令和 7 年 3 月 31 日付）に掲載されている飲食事業者、もったいない運動参加店、および本市に減量計画書を提出されている事業者の中から本事業の趣旨に沿う可能性のある方や過去に本事業へご協力いただいている方へお送りしております。誠に恐れながらお送りした方の中には、ご協力が難しい事業者である場合もございますことを、あらかじめご了承願います。

10 同封しているもの

(1) 持ち帰り容器申込書兼誓約書

(2) 持ち帰り容器（見本品 ※実際に配布するものと大きさが異なります）

【連絡先】札幌市環境局事業廃棄物課一般廃棄物係 食品ロス削減担当：鈴木、小島
TEL：011-211-2927、FAX：011-218-5105 MAIL：enquete_jihai@city.sapporo.jp